

2. 妊娠がわかったら

こども家庭センター「ぽっぽセンター」

問い合わせ先：こども相談課 Tel.048-736-1110

HP: https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonokenko/34552.html

「ぽっぽセンター」には、専門的な知識を持った助産師や保健師が常駐しています。

妊婦さんの健康相談や、出産後の母乳相談や育児に関する相談、赤ちゃんの身体測定などを実施しています。そのほか、妊娠期から子育て期に関するさまざまな悩みや相談に応じています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

《母子健康手帳・父子健康手帳》

医師から妊娠と診断され、妊娠の届出をすると母子健康手帳が交付されます。父親になる方でご希望のある方には、父子健康手帳をお渡しします。

《妊婦健康診査助成券・新生児聴覚スクリーニング検査助成券・産婦健康診査助成券》

妊娠の届出をすると、母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査助成券、新生児聴覚スクリーニング検査助成券、産婦健康診査助成券が交付されます。埼玉県と契約している医療機関等の窓口で助成券を提出していただくことで、検査費用の一部が助成されます。

産婦健康診査について助成を受けるには、基本的な健康診査と「こころの健康チェック」の実施が必ず必要です。

(※契約していない医療機関等では、助成券は使用できず、健診費用は自己負担となります。その場合、出生後にこども相談課窓口で手続きを行うことにより、限度額の範囲で助成を受けることができます。)

《妊婦歯科健康診査受診券》

妊娠の届出をすると、母子健康手帳と一緒に春日部市妊婦歯科健康診査受診券が交付されます。妊婦歯科健康診査は、妊婦に対して歯周疾患を早期に発見し、保健指導など正しい知識を普及することにより、出産後も、母子ともに歯と口の健康意識を高められるよう、実施しています。受診券に必要事項を記入のうえ、春日部市内の歯科実施医療機関に事前予約して受診してください。妊娠中に1回、歯科検診が受けられます。

《妊婦のための支援給付》

妊娠届出時と胎児数の届出後の2回に分けて、経済的支援として給付金を支給します。

- 1回目（5万円）：医師の胎児心拍確認、妊娠届出時の面談後に申請できます。
- 2回目：胎児数×5万円を申請できます。

《多胎妊婦健康診査助成制度》

多胎児（ふたご等）妊娠された方の妊婦健康診査に要した費用の一部を助成します。

- 助成内容：妊婦健康診査で、助成券14回を超えて受診した妊婦健康診査1回につき上限5,000円を5回まで助成（償還払い）

RSウイルス母子免疫ワクチン

問い合わせ先：健康課 TEL048-736-1199

HP：<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/kenkoka/gyomuannai/3/12/35181.html>

妊娠中にRSウイルスワクチンを接種することで、赤ちゃんのRSウイルス感染を予防します。対象は、接種日時点で「妊娠28週0日～36週6日」の市内に住所のある妊婦です。予防接種費用は、公費で負担します。詳細は、市ホームページ等でご確認ください。

ママパパ学級 ※要予約

問い合わせ先：こども相談課 TEL048-736-1112

HP：https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/ninshin_shussan/6553.html

初めて出産を迎える方を対象に行っています。妊娠中のこと、出産のこと、育児のことなどを一緒に学びましょう。ママだけの受講や、パパと一緒にの受講もできます。

- 会場：春日部市保健センター
- 定員：1回目 24組(年10回)
2回目 24組(年12回)
- 内容：

1回目	歯科講話・妊娠中の栄養	歯科医師・管理栄養士
2回目 ※	抱っこ・オムツ替え・着替えの仕方（体験） 赤ちゃんのお風呂の入れ方 乳房ケア・出産の経過・パパの育児・産後のママのメンタルヘルス	保健師・助産師

※1回目を受講してから、2回目に進みます

産後ケア事業（宿泊型・通所型・訪問型）

問い合わせ先：こども相談課 TEL048-736-1110

出産直後は、赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからなかったり、お産と育児の疲れから心身の調子が不安定になることもあります。助産師などから育児についてのアドバイスを受けながら過ごし、お母さんの心身を整え、安心して子育てができるよう、産後ケア事業を行っています。

- 利用できる方：利用時に市内に住所がある産後4か月未満（訪問型は産後6か月未満）のお母さんと赤ちゃんで、以下のすべてに該当する方
 - ・産後ご家族等からの家事や育児等の十分な支援が得られない
 - ・産後の心身の不調や育児不安がある
 - ・お母さん・赤ちゃん共に医療的ケアが必要ない
- 利用内容：①お母さんのケア（産後の健康状態のチェック、乳房ケアなど）
②赤ちゃんのケア（健康状態のチェック、体重のチェックなど）
③育児相談、授乳指導

④産婦への食事の提供（訪問型を除く）

※市の産後ケア事業は、休息のみを目的としたものではなく、自宅での育児を安心して行うことができるよう、お母さんの心身の調子を整えたり、育児の方法を練習したりする目的があります。

●利用日数：1回の出産につき宿泊型、通所型及び訪問型を合算して最大7回まで利用可能です。

※宿泊型1泊2日利用の場合、2回と数え、利用者負担額は2回分となります。

●利用料金（利用者負担額）

世帯区分	利用者負担額（1回当たり）		
	宿泊型	通所型	訪問型
住民税課税世帯	2,900円 (宿泊型に係る利用回数が5回目まで) (減免制度利用後の額)	3,000円	1,400円
	5,400円 (宿泊型に係る利用回数が6回目以降)		
住民税非課税世帯	0円（減免制度利用後の額）		
生活保護世帯			

●利用できる施設

市ホームページでご確認ください。

HP：https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/nishin_shussan/22834.html